

様式3の1 指名停止等の運用状況一覧表

(指名停止開始日：令和2年3月1日～令和2年6月30日)

	業 者 名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由	備考
1	高松建設(株)	大阪府大阪市	令和2年5月25日 ~ 令和2年6月24日 (1箇月)	不正又は不誠実な行為 (別表第2の4)	高松建設(株)及び同社の従業員が令和2年1月8日付けで労働安全衛生法違反により、市川簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したとして、令和2年3月9日付けで建設業法第28条第1項の規定に基づく監督処分を受けたもの。	工事
2	大成建設(株)	東京都新宿区	令和2年6月9日 ~ 令和2年7月8日 (1箇月)	不正又は不誠実な行為 (別表第2の4)	大成建設(株)が請け負った鹿児島市内の耐震改修工事現場において、石綿含有吹付材の除去作業の仕事を開始するにあたり、仕事の開始の日の14日前までに、鹿児島労働基準監督署長に計画の届出を行わなかったものとして、鹿児島労働基準監督署が同社を検察庁に送検し、鹿児島簡易裁判所より同社の作所長が労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受けたもの。	工事
3	矢作建設工業(株)	愛知県名古屋市	令和2年6月9日 ~ 令和2年7月8日 (1箇月)	不正又は不誠実な行為 (別表第2の4)	矢作建設工業株式会社は、令和元年8月16日、名古屋市中区のマンション建設現場でクレーンに作業員が挟まれて死亡したとして、令和2年5月8日、名古屋簡易裁判所より、業務上過失致死の罪で現場責任者であった矢作建設工業株式会社の社員が罰金刑の略式命令を受けたもの。	工事